

大阪信用保証協会は、信用保証協会の公共性と社会的責任を認識し、信用保証機能をもって、中小企業者の金融の円滑化を図り、大阪の産業振興と経済発展に努めてまいりました。

今般、令和元（平成 31）年度経営計画につきまして、実施状況に係る自己評価を行いました。自己評価にあたりましては、立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科教授 名取隆氏、公認会計士・税理士 石川明彦氏、弁護士 木部徹之氏により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしました。

当協会の自己評価の要約とあわせて、「外部評価委員会」の意見をここに公表いたします。

（文中（注 1）～（注 4）については 10 頁以降の「用語説明」をご参照ください。）

## 1. 業務環境

令和元（平成 31）年度における大阪府内の中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」という。）を取り巻く経済情勢は、緩やかな拡大を続けていましたが、令和 2 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、企業の景況感も急速に悪化しており、輸出・個人消費等も弱めの動きに転じました。

大阪府内の企業倒産（負債総額 1 千万円以上）は、㈱東京商工リサーチの調査によると、件数 1,217 件（前年度 1,105 件）、金額で 1,317 億円（前年度 1,971 億円）となりました。金額は前年度に 1 件 1,033 億円の大型倒産があったため減少しましたが、件数は 9 か月連続で前年同月を上回って推移し昨年度より増加しました。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大により景況感は急速に悪化し、中小企業者を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

今後の経済情勢につきましても、新型コロナウイルス感染症の収束など不確実性が強く、景気低迷が続くことが懸念されます。

## 2. 事業環境

### 1 保証承諾

保証承諾は件数で 36,393 件（対前年比 102.0%）、金額で 9,091 億円（同 111.5%）となりました。2 月までの保証承諾は前年実績および計画を下回る水準で推移していましたが、3 月に新型コロナウイルス感染症に係る保証承諾が増加したため、事業計画比 109.5%と計画を上回る結果となりました。

なお、責任共有制度（注 1）保証は 7,186 億円（対前年比 101.3%）となりましたが、新型コロナウイルス感染症に係る保証において責任共有制度対象外の保証承諾が増加したため、その構成比は保証承諾全体の 79.1%（前年度 87.0%）に留まりました。

### 2 保証債務残高

保証債務残高は、件数 147,954 件（対前年比 93.9%）、金額 2 兆 2,074 億円（同 99.8%）、事業計画比 106.1%と計画を上回る結果となりました。

### 3 代位弁済

代位弁済は、件数 2,982 件（対前年比 100.6%）、金額 366 億円（同 99.6%）、事業計画比 96.2%となりました。

### 4 実際回収

実際回収は、金額 123 億円（対前年比 91.2%）、事業計画比 117.5%となりました。有担保求償権の減少や第三者保証人を徴求しない無担保求償権の増加等、回収環境は厳しさを増していますが、担保処分等に一層注力するとともに、保証協会サービスの積極的活用など求償権管理の強化・効率化への努力を重ねた結果、事業計画を上回る結果となりました。

#### ■主要業務数値

（金額単位：億円）

|        | 件数              | 金額             | 計画     | 計画達成率  |
|--------|-----------------|----------------|--------|--------|
| 保証承諾   | 36,393 (102.0%) | 9,091 (111.5%) | 8,300  | 109.5% |
| 保証債務残高 | 147,954 (93.9%) | 22,074 (99.8%) | 20,800 | 106.1% |
| 代位弁済   | 2,982 (100.6%)  | 366 (99.6%)    | 380    | 96.2%  |
| 実際回収   | —               | 123 (91.2%)    | 105    | 117.5% |

※（ ）内の数値は対前年比を示しています。

### 3. 決算概要

令和元（平成 31）年度の決算概要（収支計算書）は以下のとおりです。

|              | （金額単位：億円） |
|--------------|-----------|
| 経常収入         | 256       |
| 経常支出         | 184       |
| 経常収支差額       | 72        |
| 経常外収入        | 486       |
| 経常外支出        | 515       |
| 経常外収支差額      | △29       |
| 制度改革促進基金取崩額  | 0         |
| 収支差額変動準備金取崩額 | 0         |
| 当期収支差額       | 43        |

経常収支差額は、保証料収入等の経常収入が計画額を上回ったこと等により、計画比 11 億円増の 72 億円となりました。

経常外収支差額は、責任準備金繰入が計画額を上回ったこと等により、計画比 6 億円減のマイナス 29 億円となりました。

上記の結果、当期収支差額は 43 億円（計画額 39 億円）となりました。

令和元（平成 31）年度の当期収支差額 43 億円については、22 億円を収支差額変動準備金（注 2）に、残る 22 億円を基金準備金（注 2）に繰り入れました。

令和元（平成 31）年度末の基本財産は、上記当期収支差額からの造成分のほか、令和元（平成 31）年度中に提携保証（注 3）の契約に基づき受け入れた金融機関からの負担金 2 億円を基金（注 2）に繰り入れた結果、1,262 億円（計画額 1,262 億円）となりました。

## 4. 業務運営方針・重点課題の取組状況

### 1 保証部門

#### 中小企業者の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

- 役員、企画統括部門による金融機関本母店への定例訪問および各種会議等を通じ、情報共有や意見交換を行い、適正保証の推進に取組みました。また、担当部署による金融機関営業店への訪問、金融機関説明会等において日常的な対話を通じて、金融機関との連携強化に努めました。
- リスク分担状況を把握するため、保証申込時にプロパー支援状況の確認を行うなど、申込中小企業者に対する金融機関の支援方針に関する情報を収集しています。
- 資金調達に不安を抱える中小企業者に対しては、必要に応じて金融機関を紹介する取組みを行いました。加えて、急増した新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者からの保証相談に対しては、特別相談窓口および休日相談窓口を設置し、きめ細やかな対応に努めました。

#### 適正保証の推進、安定的かつきめ細やかな資金供給・資金繰り改善

- 金融機関と連携し、短期運転資金ニーズにタイムリーに対応した期日一括返済型の提携保証の取扱いを開始するなど、中小企業者のニーズにあった提携保証を推進するとともに、中小企業者の事業内容や技術力、成長可能性等を評価する「金融機関連携型事業性評価融資保証」の推進を図りました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特別相談窓口および休日相談窓口を設置し、中小企業者に対しきめ細やかで親身な対応に努めました。また、セーフティネット保証、危機関連保証を活用し迅速な資金供給に努めました。
- 中小企業者の各ライフステージにおいて必要となる資金のうち創業や経営改善に係る保証については、近年の保証承諾増加の反動もありやや一服感がみられましたが、保証債務残高は堅調に推移しています。
- 大阪府警・大阪府暴力追放推進センター等の関係機関との連携を強化し、反社会的勢力排除・不正利用防止に努めました。

## 2 期中管理・経営支援部門

### 経営支援、再生支援の推進

- 金融機関や関係機関等との連携のもと「OSAKA ビジネスフェアものづくり展＋（プラス）2019」を開催しました。中小企業者の販路拡大、企業間連携や情報交換等のビジネスチャンス拡大の場を提供し、来場者数は過去最高の2,751名となりました。
- 中小企業支援ネットワーク会議を開催し、経営改善支援等の事例発表などを通じて関係機関と情報共有を行い、支援環境の強化を図りました。また、経営サポート会議を開催し、個々の中小企業者に対し、経営改善サポート保証を活用した借換等により、経営改善や金融機関取引の正常化支援に努めました。
- 利用先に対する企業訪問を通じて、顧客ニーズの把握や保証制度・経営支援に係る情報の提供、中小企業経営診断システム（McSS）による財務診断サービスの提供に努めました。
- 大口保証利用先や業歴の浅い保証利用先に対して金融機関と連携のうえモニタリングを行い、中小企業者の業況把握に努め、必要に応じ条件変更や借換等の金融支援提案を行いました。また、顧客の希望に応じて財務診断サービスを実施し、経営改善の支援に努めました。
- 経営改善や生産性向上等の経営課題を抱える中小企業者に対しては、経営支援強化促進補助金を活用した「経営サポート事業」の取り組みを行い、専門家派遣による経営診断や経営改善計画策定等、経営支援に取り組みました。
- 返済猶予先に対しては、経営課題等の聞き取りを行い、財務診断サービスおよび経営サポート事業の紹介に努め、経営改善や金融機関取引の正常化等の支援を行いました。
- 再生支援において関与する中小企業再生支援協議会等支援機関に対しては、定期訪問や勉強会の開催などで連携の強化を図り、抜本的再生手法を活用した再生支援や経営者保証ガイドラインを活用した保証債務免除に取り組みました。

### 創業支援、事業承継支援等の拡充による地方創生等への貢献

- 「OSAKA 創業フェア 2020」を開催し、専門家や金融機関等による相談ブースを設置したほか、創業者・有識者による特別講演等を実施しました。また、地域密着型の創業セミナーを開催するとともに、平日に参加が困難な方に対し土曜セミナーを開催しました。
- 創業後、相談相手が少ないとされる女性起業家に対して、新たに女性起業家支援セミナーを開催し、悩みの解決に向けた支援やネットワークづくりの機会を提供するなど創業者に対する支援を推進しました。
- 事業承継を課題と考えている保証利用者を対象に事業承継セミナーを開催しました。また、大阪府事業承継ネットワークが開催した「事業承継・事業継続セミナー」において信用保証を活用した事業承継事例を紹介するなど、事業承継に係る保証制度の周知に努めました。
- 中小企業者の創業や事業承継などを目的とする3つの地方創生ファンドに出資しました。

## 3

## 回収部門

### 求償権管理の強化・効率化

- 期中管理部門と連携し回収相手方の状況の把握に努めるとともに、代位弁済後は、回収相手方に応じた効果的な回収手段を選択のうえ迅速に実行しました。
- 無担保求償権については、原則として保証協会サービス（注 4）へ委託し、回収相手方の資産や収入状況等の把握の徹底に加え、誠意なき相手方に対しては、その状況を踏まえつつ回収可能性と費用対効果を勘案しながら法的措置を実施し、求償権管理の強化に努めました。
- 回収見込みのない求償権については、管理事務停止や求償権整理を促進するとともに、一部弁済による連帯保証債務免除を実施することにより、求償権のスリム化を図り、求償権管理の効率化に努めました。

## 4

## その他間接部門

### 経営基盤等の強化・充実

- インターンシップや企業セミナー等を通じて志望度の向上に努め、優秀な人材を採用することができました。また、経営支援や再生支援等の業務に関する専門性向上のため、経営サポート事業における関係機関から講師を招いて研修を行うなど、人材の育成に努めました。
- 「女性活躍推進法にかかる一般事業主行動計画」のもと、サポーター制度による女性職員のキャリア支援や各種研修を実施しました。
- BCP 推進会議を開催し、平常時対応・緊急事態対応の周知を図りました。また、本店および全支店において避難訓練を実施するとともに、全部署一斉に安否確認訓練も行い危機管理態勢の維持・強化を図りました。
- 経年劣化が進んでいる堺支店については、新支店の着工を行い移転計画を進めました。
- 持続可能な地域の成長を促進する機運の高まりを受け、地域貢献の基本的な方針として「大阪信用保証協会 SDGs 宣言」を策定しました。策定した SDGs 宣言については、当協会の SDGs に関する取組み事項とともに Web サイトに公表し、広く周知を図りました。

### 顧客サービスの向上、広報の強化・充実

- 顧客サービス向上委員会を開催し、各部支店の委員を通じて、職員の顧客サービス意識の向上を図りました。
- ウェブサイトにおいて、各種セミナーや当協会が出展するフェア等の情報をタイムリーに掲載するなど、情報発信ツールとして積極的に活用し、広報の拡充に努めました。また、新型コロナウイルス感染症に係る保証制度について新たにバナーを設けるなど視認性を改善し、わかりやすい情報提供に努めました。
- 当協会を身近に感じてもらうために、キャッチコピーを作成しました。また、新たに観劇招待サービスを実施するなど、認知度向上、顧客サービス向上に努めました。
- 経営支援に係る広報として告知リーフレットの配布を行ったほか、産学連携による大学への出張講義等を行うなど、協会業務や信用保証制度の周知に努めました。

### ORBIT コンピュータシステムの機能強化

- ORBIT システムについて、保証協会コンピュータサービス(株)と連携し、システムの安定運用に努めました。
- 各種保証手続きの電子化検討については、保証協会コンピュータサービス(株)とともに、全国信用保証協会連合会が主催する検討会に参画し情報交換を行いました。

《参考》当協会キャッチコピーを掲載したポスター





## 5. 外部評価委員会の意見

- 中小企業者の経営改善・生産性向上に向けた取組を推進するため、金融機関本部に対して定例訪問等を通じ情報共有や意見交換を行うとともに、金融機関営業店に対しても訪問に加えて保証制度説明会や案件相談会を精力的に実施されています。また、金融機関と連携して、中小企業者の資金ニーズに対応した提携保証の創設や事業性評価融資保証の推進を行うなど、信用補完制度の健全な発展、適正保証の推進に取組まれていると評価します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特別相談窓口および休日相談窓口を設置し、中小企業者からの相談にきめ細やかに対応されるとともに、セーフティネット保証等を活用して資金供給の下支えに努められています。また、中小企業者の各ライフステージにおいて必要となる資金のうち創業や経営改善に係る保証承諾については、件数・金額ともに前年度を下回っていますが、保証債務残高は堅調に推移しており、安定的な資金供給に努められているものと評価します。  
今後も新型コロナウイルス感染症の影響により業況が更に悪化する中小企業者が増加することが見込まれますので、中小企業者に向けた円滑な資金供給に向けて継続して取組まれることを期待します。
- 経営支援に関する情報提供などを目的として企業訪問に積極的に取組まれるとともに、ビジネスチャンス拡大の場を提供するため、「OSAKA ビジネスフェアものづくり展＋（プラス）2019」を開催するなど、経営支援の推進に努められています。また、関係機関と連携し、「中小企業支援ネットワーク会議」を通じて、経営支援情報の共有に努められているほか、「経営サポート会議」の開催による金融取引の正常化に向けた個社支援に加え、「経営サポート事業」の実施による経営支援にも積極的に取組まれているものと評価します。
- 創業予定者や創業して間もない中小企業者を対象として、「OSAKA 創業フェア 2020」を開催するとともに、関係機関のリソースを活用した地域密着型のセミナーへの講師派遣や新たに女性起業家支援セミナーを開催するなど、創業支援の拡充が図られているものと評価します。また、事業承継に関するセミナーの実施や地方創生ファンドへの出資に加え、「大阪信用保証協会 SDGs 宣言」を策定するなど、地方創生への貢献をされているものと評価します。
- 中小企業再生支援協議会等支援機関との連携強化に加え、内部マニュアルの拡充などにより再生支援態勢の強化に取組まれており、抜本再生手法や経営者保証ガイドラインを活用した保証債務免除等による再生支援の推進に努められていると評価します。



- 期中管理部門において案件の早期見極めを行い、代位弁済不可避な案件については、回収相手方の状況や所有資産の把握に努めるとともに、代位弁済後は、回収相手方に応じた効果的な回収手段を選択のうえ、迅速な回収に努められています。また、回収見込みのない求償権については、管理事務停止や求償権整理を促進し、回収可能な案件に注力できる態勢を整え回収業務の効率化に努められていると評価します。

新型コロナウイルス感染症の影響により回収環境は更に厳しくなるものと予想されますので、引き続き、求償権管理の強化・効率化に努められるよう期待します。

- ウェブサイトを活用して、新型コロナウイルス感染症に係る保証制度についてバナーを設けるなど、わかりやすい情報提供やタイムリーな情報発信に努められています。また、親しみやすいキャッチコピーを作成し、新たに観劇招待サービスを実施するなど、認知度、顧客サービス向上に向けた取組みが行われていることを評価します。

- 新型コロナウイルス感染防止のため、役職員の出勤形態の工夫やオフィススペースでの対策、内部・外部との会議のオンライン化、リモートワーク化など様々な対策を取られていることを評価します。今後も新型コロナウイルスの感染状況は予断を許さないものと考えられますので、引き続き感染防止対策に努められることを期待します。

## 用語説明

### 注1：責任共有制度

信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的に、平成19年10月1日から、全国の信用保証協会において、導入された保証の仕組みです。

責任共有制度には、負担金方式と部分保証方式の2つの方式があり、制度導入時に各金融機関がいずれの方式を採用するか選択しています。

負担金方式…… 貸付金額の全額が信用保証協会の代位弁済の対象となり（100%保証）、代位弁済後に、金融機関が特約に基づき、一定割合（20%）の負担金を信用保証協会に拠出する方式

部分保証方式… 貸付金額の一定割合（80%）を信用保証協会が信用保証し、残りの非保証部分（20%）については、金融機関のプロパー債権となる方式

大半の保証制度が責任共有制度の対象となりますが、セーフティネット保証（1号～4号、6号）、危機関連保証や創業関連保証等、一部の保証制度については、責任共有制度の対象外となっています。

#### 【イメージ】

|       | 負担金方式                         | 部分保証方式                          |
|-------|-------------------------------|---------------------------------|
| 保証時   | 保証部分 100%                     | 保証部分 80%<br>非保証部分 20%           |
| 代位弁済時 | 信用保証協会からの代位弁済 100%<br>負担金 20% | 信用保証協会からの代位弁済 80%<br>プロパー部分 20% |

## 注 2：基金・基金準備金・収支差額変動準備金

基本財産は、一般企業の「純資産の部」に該当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格を有しており、基金、基金準備金にて構成されています。

基金は、一般企業の資本金、出資金に該当するもので、大阪府等からの出捐金（国からの基金補助金を含む。）と金融機関からの負担金により組成されています。

基金準備金は、過去の収支差額を積み立てたものであり、年度末決算時に、収支差額の余剰について、収支差額変動準備金繰入れ後の差額を繰入します。

収支差額変動準備金は、信用保証協会の収支が景気動向等により、大きく変動し、基本財産を毀損することがないように設けられた準備金で、対外信用力の維持・向上を図るために、収支差額のうち 50%を上限として、収支差額変動準備金に繰入れ、基本財産とは別に、積み立てることが認められています。

## 注 3：提携保証

提携保証は、取扱いを希望する金融機関と覚書を締結し、金融機関が一定の与信基準を満たしていると判断した顧客層を対象に、的確かつ簡易、迅速な保証を行うことにより、中小企業金融の円滑化に資することを目的としています。

## 注 4：保証協会サービサー（保証協会債権回収㈱）

平成 13 年 1 月に全国すべての信用保証協会の共同出資により設立された債権回収専門会社で、信用保証協会の有する求償権、主に無担保求償権の回収業務を受託しています。